

○財務省告示第百六十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年四月九日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年五月十二日

財務大臣 菅 直人

- |                                   |  |  |        |
|-----------------------------------|--|--|--------|
| 一 名称及び記号<br>利付国庫債券（十年）（第三百六<br>回） | 二 発行の根拠<br>平成二十二年<br>度における財政運<br>営のための公債の発行の特例等<br>に関する法律（平成二十二年法<br>律第七号）第二条第一項及び特<br>別会計に関する法律（平成十九<br>年法律第二十三号）第四十六条<br>第一項 | 三 振替法の適<br>用等<br>社債、株式等の振替に関する法<br>律（平成十三年法律第七十五号）<br>以下「振替法」という。の規定<br>の適用を受けるものとし、その<br>振替機関は日本銀行とする。<br>価格を競争に付して行われる入<br>札（以下「価格競争入札」とい<br>う。）による発行（以下「価格競<br>争入札発行」という。）、価格競<br>争入札と同時に行われる入札で<br>あって、価格競争入札において<br>定められた利率をその利率とし<br>、価格競争入札において募入<br>の決定を受けた各申込みの応募<br>価格を募入額により加重平均し<br>て得られる価格をその発行価格 | 四 発行方法 |
|-----------------------------------|--|--|--------|









規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二期  
の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

十六

償還  
の期限

を、その日以前六月間に属する

十七

償還  
金額

平成三十三年三月二十日

十八

元利  
支額

日本銀行額百円につき百円

十九

入札  
参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込  
期日

平成二十二年四月九日